

北海道告示第11332号（別添）

1 檜山海区漁場計画の変更の内容

檜山海区漁場計画の一部を次のように改正する。  
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項											
(1)	檜海共第1号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	上ノ国町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					こんぶ漁業																	
					てんぐさ漁業																	
					のり漁業																	
					ふのり漁業																	
					もずく漁業																	
					わかめ漁業																	
					あわび漁業																	
					いかい漁業																	
					えぞばかがい漁業																	
					かき漁業																	
					つぶ漁業																	
					うに漁業																	
					えむし漁業																	
					たこ漁業																	
					なまこ漁業																	
					ほや漁業																	
					(2)							檜海共第2号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	上ノ国町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、10メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
																かれい刺し網漁業						
																さめ刺し網漁業						
																たなご・そい刺し網漁業						
																ほていうお刺し網漁業						
																たら刺し網漁業						
																ひらめ刺し網漁業						
																ほっけ刺し網漁業						
																めばる刺し網漁業						
																にしん刺し網漁業						
																ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
																かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業						
					(3)							檜海共第3号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	江差町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
																こんぶ漁業						
																てんぐさ漁業						
																のり漁業						
ふのり漁業																						
もずく漁業																						
わかめ漁業																						
あわび漁業																						
いかい漁業																						
えぞばかがい漁業																						
かき漁業																						
つぶ漁業																						
うに漁業																						
えむし漁業																						
たこ漁業																						
なまこ漁業																						
ほや漁業																						

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(4)	檜海共第4号	檜山郡江差町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	江差町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ペニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければなら ない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					かえい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					10月1日から翌年4月30日まで						
					1月1日から12月31日まで						
					ほつけ刺し網漁業						
					めぼる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					1月1日から6月30日まで						
					1月1日から12月31日まで						
					ます・いか・いかなご・ほつけ・ひらめ小型定置網漁業						
					かえい・ひらめ・ほつけ底建網漁業						
(5)	檜海共第5号	衛志郡乙部町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	乙部町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかがい漁業						
					かき漁業						
					つづ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											
(6)	檜海共第6号	衛志郡乙部町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	乙部町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ペニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければなら ない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					かえい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					10月1日から翌年4月30日まで						
					1月1日から12月31日まで						
					ほつけ刺し網漁業						
					めぼる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業						
					1月1日から6月30日まで						
					1月1日から12月31日まで						
					ます・いか・いかなご・ほつけ・ひらめ小型定置網漁業						
					かえい・ひらめ・ほつけ底建網漁業						
がざみ・ひらつめがにかご漁業											

改正後

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(7)	檜海共第7号	二世郡八雲町 地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	八雲町熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石館平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石曇岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町及び熊石関内 町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
						こんぶ漁業						
						てんぐさ漁業						
						のり漁業						
						ふのり漁業						
						もずく漁業						
						わかめ漁業						
						あわび漁業						
						いがい漁業						
						えぞばかかい漁業						
						かき漁業						
						つぶ漁業						
						うに漁業						
						えむし漁業						
						たこ漁業						
	なまこ漁業											
	ほや漁業											
	(8)	檜海共第8号	二世郡八雲町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	八雲町熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石館平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石曇岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町及び熊石関内 町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定 しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
						かれい刺し網漁業						
						さめ刺し網漁業						
						たなご・そい刺し網漁業						
						ほていうお刺し網漁業						
						たら刺し網漁業						
						10月1日から翌年4月30日まで						
						ひらめ刺し網漁業						
						1月1日から12月31日まで						
						ほっけ刺し網漁業						
						めばる刺し網漁業						
						にしん刺し網漁業						
						1月1日から6月30日まで						
						ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業						
						1月1日から12月31日まで						
	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業											
がざみ・ひらつめがにかご漁業												
(9)	檜海共第9号	久遠郡せたな 町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	せたな町大成区 長磯、貝取淵、 平浜及び宮野	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)	
					こんぶ漁業							
					てんぐさ漁業							
					のり漁業							
					ふのり漁業							
					もずく漁業							
					わかめ漁業							
					あわび漁業							
					いがい漁業							
					えぞばかかい漁業							
					かき漁業							
					つぶ漁業							
					うに漁業							
					えむし漁業							
					たこ漁業							
なまこ漁業												
ほや漁業												

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項											
(10)	檜海共第10号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区 長磯、貝取洞、 平浜及び宮野	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ペニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					かれい刺し網漁業																	
					さめ刺し網漁業																	
					たなご・そい刺し網漁業																	
					ほていうお刺し網漁業																	
					たら刺し網漁業							10月1日から翌年4月30日まで										
					ひらめ刺し網漁業							1月1日から12月31日まで										
					ほっけ刺し網漁業																	
					めばる刺し網漁業																	
					にしん刺し網漁業							1月1日から6月30日まで										
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業							1月1日から12月31日まで										
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業																	
がざみ・ひらつめがにかご漁業																						
(11)	檜海共第11号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区 花歌、久遠、本 陣、都、上浦、 富磯及び太田	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					こんぶ漁業																	
					てんぐさ漁業																	
					のり漁業																	
					ふのり漁業																	
					もずく漁業																	
					わかめ漁業																	
					あわび漁業																	
					いがい漁業																	
					かき漁業																	
					つぶ漁業																	
					うに漁業																	
					えむし漁業																	
					たこ漁業																	
					なまこ漁業																	
					ほや漁業																	
					(12)							檜海共第12号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	せたな町大成区 花歌、久遠、本 陣、都、上浦、 富磯及び太田	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ペニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
																かれい刺し網漁業						
さめ刺し網漁業																						
たなご・そい刺し網漁業																						
ほていうお刺し網漁業																						
たら刺し網漁業	10月1日から翌年4月30日まで																					
ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで																					
ほっけ刺し網漁業																						
めばる刺し網漁業																						
にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで																					
ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで																					
かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業																						
がざみ・ひらつめがにかご漁業																						

改正後

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(13)	檜海共第13号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	せたな町北檜山区及び瀬棚区	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかいかい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					たこ漁業						
なまこ漁業											
ほや漁業											
(14)	檜海共第14号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	せたな町北檜山区及び瀬棚区	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業						
					10月1日から翌年4月30日まで						
					ひらめ刺し網漁業						
					1月1日から12月31日まで						
					ほっけ刺し網漁業						
					めぼる刺し網漁業						
にしん刺し網漁業											
1月1日から6月30日まで											
ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業											
1月1日から12月31日まで											
かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業											
がざみ・ひらつめがにかご漁業											
(15)	檜海共第15号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	奥尻町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					こんぶ漁業						
					てんぐさ漁業						
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					わかめ漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞばかいかい漁業						
					かき漁業						
					つぶ漁業						
					ほたてがいかい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
たこ漁業											
なまこ漁業											
ほや漁業											

改正後

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(16)	檜海共第16号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	奥尻町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統 数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければ ならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限 を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、100メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、300メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、15メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					かれい刺し網漁業						
					さめ刺し網漁業						
					たなご・そい刺し網漁業						
					ほていうお刺し網漁業						
					たら刺し網漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ刺し網漁業						
					めばる刺し網漁業						
					にしん刺し網漁業	1月1日から6月30日まで					
					ます・いか・いかなご・ほっけ・ひらめ小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで					
					かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業						
がさみ・ひらつめがにかご漁業											
(17)	檜海共第17号	檜山郡上ノ国 町及び江差 町、爾志郡乙 部町、二世郡 八雲町、久遠 郡せたな町並 びに奥尻郡奥 尻町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	上ノ国町、江差 町、乙部町、八 雲町熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石館平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石曇岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町、熊石関内 町、せたな町及 び奥尻町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
(18)	檜海共第18号	檜山郡上ノ国 町及び江差 町、爾志郡乙 部町、二世郡 八雲町、久遠 郡せたな町並 びに奥尻郡奥 尻町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あんこう・かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	上ノ国町、江差 町、乙部町、八 雲町熊石泉岱 町、熊石折戸 町、熊石相沼 町、熊石館平 町、熊石泊川 町、熊石黒岩 町、熊石見日 町、熊石鮎川 町、熊石大谷 町、熊石平町、 熊石曇岩町、熊 石根崎町、熊石 雲石町、熊石鳴 神町、熊石西浜 町、熊石関内 町、せたな町及 び奥尻町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニ及びズワイガニが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに 使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)
					かれい刺し網漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
					さめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					たら刺し網漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
					ひらめ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ほっけ刺し網漁業						
めばる刺し網漁業											
(19)	上国海区第1号	檜山郡上ノ国 町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業 あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び 横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間 にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の 高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の名 称、条件)

改正後

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
改正後	(20)	上国海区第2号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業 うに養殖業 かき養殖業 こんぶ養殖業 そい養殖業 ほたてがい養殖業 ほっけ養殖業 はや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	上ノ国町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種区画漁業	うに養殖業							
	(21)	乙海区第1号	衛志郡乙部町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	乙部町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(22)	乙海区第2号	衛志郡乙部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	乙部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(23)	熊海区第1号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	うに養殖業 こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(24)	熊海区第2号	二海郡八雲町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	八雲町熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石曇岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(25)	大海区第1号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町大成区長磯、貝取淵、平浜及び宮野	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
	(26)	大海区第2号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町大成区長磯、貝取淵、平浜及び宮野	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(27)	北海区第1号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区及び瀬棚区	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(28)	北海区第2号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(29)	瀬海区第1号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(30)	瀬海区第2号	久遠郡せたな町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	せたな町北檜山区及び瀬棚区	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(31)	奥海区第1号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種区画漁業	あわび養殖業						
					うに養殖業						
(32)	奥海区第2号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種区画漁業	あわび養殖業						
					うに養殖業						
(33)	奥海区第3号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(34)	奥海区第4号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(35)	奥海区第5号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種区画漁業	うに養殖業						
(36)	奥海区第6号	奥尻郡奥尻町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 第三種区画漁業	こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)



檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

改正後

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(37)	奥海区第7号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種区画漁業	うに養殖業						
(38)	奥海区第8号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					あわび養殖業						
(39)	奥海区第9号	奥尻郡奥尻町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	奥尻町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(40)	上国さけ定第1号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(41)	上国さけ定第2号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(42)	上国さけ定第3号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(43)	上国さけ定第4号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(44)	上国さけ定第5号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(45)	上国さけ定第6号	檜山郡上ノ国町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(46)	江さけ定第1号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(47)	江さけ定第2号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(48)	江さけ定第3号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(49)	江さけ定第4号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(50)	江さけ定第5号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(51)	江さけ定第6号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(52)	江さけ定第7号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(53)	江さけ定第8号	檜山郡江差町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(54)	乙さけ定第1号	衛志郡乙部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(55)	乙さけ定第2号	衛志郡乙部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(56)	乙さけ定第3号	衛志郡乙部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(57)	乙さけ定第4号	衛志郡乙部町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

改正後

檜山海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(58)	熊さけ定第1号	二海郡八雲町 熊石地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(59)	熊さけ定第2号	二海郡八雲町 熊石地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(60)	大さけ定第1号	久遠郡せたな 町大成区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(61)	大さけ定第2号	久遠郡せたな 町大成区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(62)	北さけ定第1号	久遠郡せたな 町北檜山区地 先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(63)	北さけ定第2号	久遠郡せたな 町北檜山区地 先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(64)	瀬さけ定第1号	久遠郡せたな 町瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(65)	瀬さけ定第2号	久遠郡せたな 町瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(66)	瀬さけ定第3号	久遠郡せたな 町瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(67)	瀬さけ定第4号	久遠郡せたな 町瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)
(68)	瀬さけ定第5号	久遠郡せたな 町瀬棚区地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月18日から11月30日 まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	二	別紙のとおり	左記のとおり (漁場番号、 漁業の名称、 条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

檜山海区漁場計画（第15次定置漁業権）別紙（条件）

区分	漁場番号	条 件
(40)	上国さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(41)	上国さけ定第2号	
(42)	上国さけ定第3号	
(43)	上国さけ定第4号	
(44)	上国さけ定第5号	
(45)	上国さけ定第6号	
(46)	江さけ定第1号	
(47)	江さけ定第2号	
(48)	江さけ定第3号	
(49)	江さけ定第4号	
(50)	江さけ定第5号	
(51)	江さけ定第6号	
(52)	江さけ定第7号	
(53)	江さけ定第8号	
(54)	乙さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(55)	乙さけ定第2号	
(56)	乙さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(57)	乙さけ定第4号	
(58)	熊さけ定第1号	
(59)	熊さけ定第2号	
(60)	大さけ定第1号	
(61)	大さけ定第2号	

区分	漁場番号	条件
(62)	北さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(63)	北さけ定第2号	(2) 8月18日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。
(64)	瀬さけ定第1号	(3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。
(65)	瀬さけ定第2号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(66)	瀬さけ定第3号	
(67)	瀬さけ定第4号	
(68)	瀬さけ定第5号	